



「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」提出に関する請願

平成 29 年 2 月 27 日

岩倉市議会議長

須藤 智子 様

請願者

住所 愛知県岩倉市 [REDACTED]
氏名 岩倉地域精神障害者家族会 岩倉しらゆり会
会長 米本 勝 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
他 14名

紹介議員

梅村 均

鈴木 麻住

柳谷 規子

塚本 秋雄

鬼頭 博和

宮川 隆

【請願の趣旨】

平成 23 年に改正された障害者基本法において、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義され、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が進められてまいりました。

こうした中で、多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、公共交通機関を利用する機会が多くなってきています。

一方、各公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されていますが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されることが多く、精神障害者にとって経済的な負担が重いため、自立や社会参加の妨げとなっています。

平成 26 年には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行され、また国連の障害者権利条約の締結国になるなど、障害者福祉の流れが大きく変化する中で、精神障害者を交通運賃割引制度の対象から除外することは、不合理な扱いであります。これらの不合理を改善するための必要な措置を講じるよう、国に対しての働きかけをお願いする次第です。

【請願事項】

1、国に対して「身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が、精神障害者に対しても適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する」趣旨の意見書を採択。

2、提出先は、衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣等の関係部門長を希望します。

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の
適用についての意見書 (案)

障害者基本法において、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義されており、障害者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。

こうした中、多くの精神障害者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、公共交通機関を利用している。

一方、各公共交通機関では、障害者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多く、精神障害者にとって経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

本年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障害者のための制度改革が着実に進められている中で、こうした取扱いの速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

殿

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

参議院議長
総務大臣
国土交通大臣